

島根大学研究・学術情報機構エスチュアリー研究センター研究員に関する要項

(平成25年7月26日 研究機構汽水域研究センター長決裁)

(平成28年3月31日一部改正)

(平成29年3月31日一部改正)

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人島根大学契約職員就業規則（平成16年島大規則第34号）第5条第1項に規定に基づき、島根大学研究・学術情報機構エスチュアリー研究センター（以下「センター」という。）における研究員に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 研究員とは、センターの研究及び研究プロジェクトを実施するとともに、センターの研究の活性化を図るため、研究計画に基づいて雇用する者をいう。

(職務内容)

第3条 研究員の職務内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 エスチュアリーに関する調査及び研究に関すること。
- 二 センターが実施する共同研究及び受託研究に関すること。
- 三 センターが実施する国際共同研究に関すること。
- 四 その他センターが必要と認める職務に関すること。

(選考方法)

第4条 研究員の選考は、島根大学研究・学術情報機構エスチュアリー研究センター長（以下「センター長」という。）からの島根大学研究・学術情報機構エスチュアリー研究センター「研究員」推薦書（別紙様式1）に基づき、研究・学術情報機構エスチュアリー研究センター運営会議（以下「運営会議」という。）において行うものとする。

(雇用期間)

第5条 研究員の雇用期間は、採用の日の属する年度の末日までの範囲内で定めるものとする。

- 2 前項の雇用期間は、毎年更新できるものとする。ただし、通算して3年を超えて更新することはできない。
- 3 前項の規定に関わらず雇用期間は、センター長が真にやむを得ないと認めた場合については、運営会議の議を経て通算して5年を限度として更新することができる。

(研究施設の使用等)

第6条 研究員に係るセンター研究施設の使用等については、センターの常勤教員の取り扱いに準じるものとする。

(研究費の配分)

第7条 研究員に係る研究費の配分は、センターの予算等を勘案して措置する。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、研究員に関し必要な事項は、運営会議の議を経て、センター長が定めることができる。

附 則

この要項は、平成25年7月26日から実施する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から実施する。

平成 年 月 日

研究・学術情報機構エスチュアリー研究センター長

○ ○ ○ ○

島根大学研究・学術情報機構エスチュアリー研究センター「研究員」推薦書

下記の者について、研究・学術情報機構エスチュアリー研究センター研究員として推薦します。

(フリガナ) 氏 名	()
推 薦 理 由	
採用を予定する職名	研究員
雇 用 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
職 務 内 容	
そ の 他	

(経歴や主な業績等については付録を参照)

(付録)

(フリガナ) 氏名	()	男・女	生年月日 (西暦) (年齢)	年 月 日生 (満 歳)
現住所	〒		現職	
電話番号	- -			
電子メール:				

学 歴	
年 月	事 項
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
職 歴	
年 月	事 項
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
主な実績 (著書・論文等, 研究業績等)	
著書・論文等	

研究業績等	
その他の事項	
<p>上記のとおり相違ありません。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>氏 名 印</p>	

(付録については、上記内容を含むものであれば任意の様式でも良い。)